

平成24年7月11日

摂津市長 森 山 一 正 様

摂津市指定管理者制度と外郭団体のあり方検討委員会
委員長(副市長) 小 野 吉 孝

当委員会として、指定管理者制度と外郭団体のあり方について、平成23年5月27日から平成24年6月28日までの間に7回の会議を開催し、別紙提言書のとおり意見集約を行いましたのでご報告いたします。

なお、当委員会として、指定管理者制度のあり方につきましては、摂津市として公の施設を所管する部署において施設を保有するかどうかを再検討するとともに、指定管理者制度がどのような条件で適応・活用できるか、その際、市民の要求に応えられる質の高いサービスの提供及び各施設の効率的な運営が保障・担保されることを前提として検討いたしました。

摂津市指定管理者制度と外郭団体のあり方検討委員会提言書

1. 指定管理者制度のあり方に関する市の方針について

摂津市が平成22年6月29日付で策定した指定管理者制度導入に関する指針・第1次改訂版は、平成25年度までの暫定指針であり、今後の指針の改訂について意見集約を図りましたので提言します。

なお、今日のように多種多様化する行政需要への対応や経済状況の長期低迷が予測され税収の減少が見込まれている地方公共団体においては、すべての行政運営を直営で行うことは困難であり、これまで摂津市におかれては施設の統合・民営化等を図るなど効率的運営に努められておられます。

一方、指定管理者の選任にあたっては設立時の経過や施設の管理運営の継続性の観点から、非公募(特命)により市の外郭団体を指定管理者とされておられますが、指定管理者制度の趣旨に照らし合わせれば、公募を原則として一定の競争の原理が働く選任方法を導入すべきであると考えます。

- ① 指定管理者制度の活用により、施設が効果的・効率的に運営され、かつサービス内容が維持され、低下しないと判断される場合は積極的に同制度を活用すること。
- ② 「法的要因」や「政策的要因」により、直営を継続する場合には、市の責務として適切に説明責任を果たすこと。
- ③ 指定管理者の制度の活用のみならず、公共の福祉の増進を目指し、サービスの維持・向上のため、民間事業者でも施設運営が可能な場合には、公の施設を譲渡等による手法を活用し、積極的に民営化を行うこと。(例えば、民間施設は、大規模改修や再整備に際して国や府の整備費補助金制度が活用でき、施設・設備の向上につながる。)
- ④ 指定管理者の候補となる団体の募集は、原則、公募とすること。
- ⑤ 候補者の公募に際し、類似施設のみならず、経費の縮減を勘案し、複数施設を一

括応募できるシステムを検討すること。(スケールメリットと独占のリスクを同時に検討すること。)

- ⑥ 利用料金制度を活用することにより、サービスの向上や利用者負担の軽減が期待できる施設は、積極的に同制度を活用すること。(指定管理者に対するサービス向上のインセンティブ)
- ⑦ 候補者を非公募(特命)とする場合は、市の責務として適切に説明責任を果たすとともに、以下のことが客観的(政策的要因を含む)に根拠付けできる場合に限ること。
なお、非公募(特命)を継続していく場合は、指定管理料を精算することを原則とし、当該指定管理者に対し、効率的・効果的な運営を継続することを求めていくこと。
 - (1) 近い将来廃止又は譲渡が見込まれる場合
 - (2) 指定の取り消しなどにより緊急に指定管理者を選定しなければならない場合
 - (3) 地域性が高く、住民団体による管理が最も適している場合
 - (4) 高い専門性や特殊なノウハウが必要で、他に適切な担い手が存在しない場合
 - (5) 公募により選定された指定管理者が指定期間の更新を行う時に一定の条件(モニタリング結果により客観的に最適と判断できる等)を満たした場合
- ⑧ 指定管理者によるセルフ・モニタリングを実施すること。
- ⑨ 市(施設所管部署)によるモニタリング・評価を実施すること。
- ⑩ 利用者等によるモニタリングを行うこと。
- ⑪ 第三者評価機関がある場合は、指定管理者としてその評価を受けること。
- ⑫ 指定管理者は各評価結果に基づく改善項目を適切に改善すること。

(付 記)

多様化する市民ニーズに、よりの確かつ効果的に対応するため、公の施設の管理に広く民間事業者の能力(ノウハウ)を活用(指定管理者制度の活用)し、市民サービスの向上と、経費の節減等を図ること。また、平成22年12月28日付けの総務省自治行政局長通知(地方自治法第252条の17の5に基づく助言)に基づく適切な運

用を行い、指定管理者制度の導入にあたっては、住民の福祉が損なわれないことが基本条件であり、さらに増進することを目指すこと。

また、外郭団体が指定管理者に指定されている施設で、仮に外郭団体が指定されなかった場合、そこに在職する職員の身分や処遇に与える影響を考慮し、適切な支援を市として行うこと。

2. 外郭団体の経営改革策について

社会福祉法人摂津市社会福祉協議会、社会福祉法人摂津市社会福祉事業団、社会福祉法人宥和会、公益社団法人摂津市シルバー人材センター、財団法人摂津市保健センター、財団法人摂津市施設管理公社、摂津都市開発株式会社の7つの団体に関する経営改善策について意見集約を図りましたので提言します。

- ① 公共的性格の強い団体もあるが、民間事業者であるという内部意識を高め、効率的・効果的な法人運営にしていくため、民間の経営手法を導入すること。
- ② 団体の代表及び事務局責任者について、必要に応じ、民間経営のノウハウのある優秀な人材を外部から誘致すること。
- ③ 経営強化を図るため、外郭団体の統合を行うこと。
- ④ 摂津市以外からの業務の受託を積極的に行うこと。
- ⑤ 経営強化につながる自主事業については、積極的に展開すること。
- ⑥ 収支が赤字の自主事業は、廃止を含め事業の見直しを図ること。
- ⑦ 国・大阪府・独立行政法人等の補助金等を積極的に活用すること。(市単独補助からの脱却を図ること。)
- ⑧ 他の民間事業者との競争力を高めるため、労働法規の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮のもとに、同種のサービスを行っている民間事業者の人員体制及び給与体系(退職金も含め)を参考に見直しを行うこと。
- ⑨ 摂津市職員を理事等を選任する場合は、一定の基準を設けること。(受託事業の公募エントリーへの公平性の担保のため)
- ⑩ 各団体が持っている専門性、特殊性、各種ノウハウを、外部に対して、団体自ら、積極的かつ明快に示すこと。
- ⑪ 経営の効率化や強化を図り、また、サービスの質の維持向上及び新しいサービスメニューの開発のためにベンチマーキングの実施と各種研修会に積極的に参加すること。

3. 検討経過等

(検討委員会)

回	開催日	検討事項
1	平成23年5月27日(金)	<ul style="list-style-type: none">・委嘱状交付・会議及び議事録の公開・非公開について・本市の外郭団体及び指定管理者制度の現状について・その他(今後の進め方等)
2	平成23年7月15日(金)	<ul style="list-style-type: none">・外郭団体等所管部との意見交換 保健福祉部・生活環境部・都市整備部・その他(次回の予定等)
3	平成23年10月7日(金)	<ul style="list-style-type: none">・検討委員会での検討事項等について・外郭団体等との意見交換 (財)摂津市施設管理公社・(社福)宥和会 (社福)摂津市社会福祉事業団・その他(次回の予定等)
4	平成23年10月14日(金)	<ul style="list-style-type: none">・外郭団体等との意見交換 摂津都市開発(株)・(財)摂津市保健センター (社福)摂津市社会福祉協議会 (社)摂津市シルバー人材センター・その他(今後の進め方等)
5	平成24年3月27日(火)	<ul style="list-style-type: none">・外郭団体等プロパー職員との意見交換の報告・検討委員会提言の取りまとめに向けて
6	平成24年5月14日(月)	<ul style="list-style-type: none">・検討委員会提言書のまとめ(その1)・その他(次回の予定等)

回	開催日	検討事項
7	平成24年6月28日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・検討委員会提言書のまとめ(その2) ・その他

(外郭団体等への視察)

○平成23年9月9日(金)

(社福)摂津市社会福祉協議会→(社福)宥和会→摂津都市開発㈱→(財)摂津市施設管理公社→(財)摂津市保健センター→(社)摂津市シルバー人材センター→(社福)摂津市社会福祉事業団

(外郭団体等プロパー職員と庁内委員との意見交換会)

○平成24年3月16日(金)

(財)摂津市施設管理公社・(財)摂津市保健センター

○平成24年3月19日(月)

(社福)摂津市社会福祉協議会

○平成24年3月21日(水)

(社)摂津市シルバー人材センター・摂津都市開発㈱

○平成24年5月10日(木)

(社福)摂津市社会福祉事業団

摂津市指定管理者制度と外郭団体のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の指定管理者制度のあり方について研究及び検討を行うとともに、外郭団体の今後のあり方や経営改革等についても、専門的及び客観的視点から見直しや必要な助言を行い、市の行財政運営の効率化を図ることを目的として、摂津市指定管理者制度と外郭団体のあり方検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者制度のあり方に関する方針の検討及び策定に関すること。
- (2) 外郭団体の経営改革策の検討に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員長が必要と認めたこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員6名以内をもって構成する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 副市長
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が指名する職員

2 前項の規定により充てる委員のほか、必要に応じ、次に掲げる者のうちから市長が委員を委嘱する。

- (1) 外郭団体の経営評価等に知識を有する者
- (2) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、第2条に掲げる事項の審議終了までとする。

また、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長が急施を要すると認めるとき又は委員会の会議を開く暇のないときは、各委員に合議して会議に代えることができる。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、第2条の所掌事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市長公室政策推進課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月6日から施行する。

(委員名簿)

(敬称略)

	氏 名	役 職 等	備 考
1	辻 晴 雄	識見者(税理士・税務会計事務所長)	
2	井上 千一	識見者(大阪人間科学大学教授)	
3	寺田 正一	識見者(元摂津市市長公室長)	
4	小野 吉孝	副市長	委員長
5	乾 富 治	市長公室長	
6	有 山 泉	総務部長	